

選挙は私たちが政治に参加する最も重要で基本的な機会です。  
投票所へはご家族ご近所お誘い合わせてお出掛けください。

# 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 8月30日(日) 投票日



イメージキャラクター  
めいすいくん

みんなで投票  
大切な一票

今度の選挙は  
3種類の投票用紙により投票します。

- 1 小選挙区 (ピンク色の紙に黒文字) は公設掲示板に貼ってあるポスターの候補者名を記入して投票します。
- 2 比例代表 (浅黄色の紙に赤文字) は政党名を記入して投票します。
- 3 最高裁判所裁判官国民審査 (白い紙に黒文字) はやめさせた方がいいと思う裁判官について、その名の上の欄に×印をして投票します。

◎選挙に関してご不明な点は  
市選挙管理委員会事務局 (県安曇野庁舎)  
(☎71・2031 ☎72・9266)

## 選挙のあれこれ

### ■市内で投票ができる人は

市の永久選挙人名簿に登録されていて、次に該当する人が投票できます。

- ・ 日本国民
  - ・ 投票日当日に満20歳以上(平成元年8月31日以前に出生)
  - ・ 平成21年5月17日以前から安曇野市に住居登録されている
- ※平成21年5月18日以降に安曇野市へ転入届出をした人は、原則前住所地の市町村で投票することができません。

### ■投票所と投票時間は

市内には76の投票所(投票区)があります。投票所はお住まいの場所により指定されますので、郵送される「投票所入場券」を確認のうえお出掛けください。投票時間は、午前7時から午後8時までです。第19投票所(大口沢公民館)に限り午後6時までとなります。

### ■投票所入場券をお忘れなく

投票所入場券(はがき)が有権者の世帯主あてに郵送されます。

はがきは圧着式で、中を開けると1枚に4人分までの入場券が印刷され、投票所の案内図も表示されています。投票の際には各自で切り離してお持ちください。入場券を紛失された場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができません。投票所でその旨をお申し出ください。

### ■市内で住所異動した場合は

本年8月5日までに、転居届を市役所へ提出した人(市内で住所異動した人)は、新住所の投票所で投票します。8月6日以後の届出の場合は、旧住所の投票所で投票します。お間違えのないようご注意ください。詳しくは、市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

### ■選挙公報のお届けは

候補者名、政党の名称・経歴・政見などを掲載した選挙公報を新聞折り込みでお届けします。新聞で届かない世帯は、各総合支所窓口にも備え置いてあります。また、新聞未購読世帯で郵送を希望される場合は市選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

### ■期日前投票を利用ください

仕事や冠婚葬祭、レジャーなど、投票当日に予定のある場合は期日前投票の制度をご利用ください。(以前の不在者投票に比べ手続が簡単になりました)

#### ●期日前投票所

豊科総合支所 穂高総合支所  
三郷総合支所 堀金総合支所  
明科総合支所

●期間 8月19日(水)～29日(土)  
●時間 午前8時30分～午後8時  
(土・日曜日と同じ)

●持ち物 投票所入場券を持参してください。(印章は不要)

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は8月23日(日)からできます。22日(土)までは投票できませんので、特にご注意ください。

### ■代理投票とは

字が書けない人のためにある制度で投票所係員が補助者となり、あなたの意思を代筆します。もちろん、秘密は固く守られます。

### ■郵便投票とは

重度の身体障害をお持ちの人は、在宅で郵便による投票がで

### ■点字投票とは

目の不自由な人のためにある制度で、投票所で申し出ていただくことにより点字投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。

### ■不在者投票できる病院や老人ホームがあります

不在者投票ができる施設として指定されている病院や老人ホームなどに入院(入所)している人は、その施設で不在者投票をすることができます。不在者投票のできる日時は各施設により異なります。不在者投票も期日前投票と同じく、公示日の翌日からです。詳細は各施設へお尋ねください。

## 政治家の寄付は禁止！有権者が求めることも禁止！

「贈らない・求めない・受け取らない」を心がけ、明るくきれいな選挙を実現しましょう。

1. 政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)が、選挙区内の人や団体に、寄附(お金や物を贈ること)をすると処罰されます。
2. 有権者が政治家や候補者に寄附を出すように勧誘や要求をするか、おとしいる目的で寄附を求めると処罰されます。
3. 後援団体が、花輪・香典・祝儀などを出すと処罰されます。
4. 政治家や後援会が、新聞やテレビなどに、あいさつを目的として有料の広告を出すと処罰されます。
5. 政治家や候補者が選挙区内の人に、年賀状などのあいさつ状を出すことは(答礼による自筆のものを除く)禁止されます。

 お歳暮やお年賀	 入学祝・卒業祝	 病気見舞い	 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典	 葬式の花輪・供花	 落成式・開店祝いの花輪	 区の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差入
 お祭りへの寄付や差入	 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入	<b>贈らない！ 求めない！ 受け取らない！</b>	

禁止!